

# 台湾商業事件審理法 2021年7月1日施行

重大な商業争議案件は、常に商業的判斷、及び専門性に関わっている。裁判の審理期間が長過ぎると、株主、債権者の権利に影響を与えるだけでなく、投資者大衆の利権にまで影響を及ぼし、商務発展の妨げになりかねない。紛争を迅速、適切かつ専門的に取り扱い、会社管理の健全化、ビジネス環境の整備のため、台湾は2021年7月1日から「商業事件審理法」を施行した。同法の施行に伴い、商業裁判所を増設。知的裁判所と合併し、「知的財産及び商業裁判所」(所在地は新北市板橋区)とした。商業裁判所の専属的管轄案件は、大きく商業訴訟事件及び商業非訟事件の2種類に分けることができる。

## 商業訴訟事件

主に以下のものが挙げられる。会社責任者が業務執行のため、会社との間に生じる民事権利義務に関わる紛争、証券取引法

有価証券詐欺、財務諸表・公開説明書の不実な記載、違法な公開買付、市場操作、短期売買/インサイダー取引、常規的取引に反するもの、違法な貸借または担保提供などに関わり、訴訟標的の金額が1億NTD以上の民事紛争、また、株式公開発行会社の株主総会、または取締役会の決議効力に関する事件などを含む(商業事件審理法第2条第2項を参照のこと)。

## 商業非訟事件

株式公開発行会社の株式買付価格の決定、会社法に従い臨時管理人の選任申請、検査役の選任及び解任に関する事件(同法第2条第3項を参照のこと)。

また、商業事件の高い専門性及び複雑性に鑑み、審理の効率化、公正さを促すため、同法は民事訴訟法と異なる措置を取っている。例えば、

「**弁護士強制制度**」 商業事件の審理手続は代理弁護士が行うこと。  
「**調停前置手続**」 専門家である商業調停委員は調停に協力できる。調停が成立した場合、費用の四分の三の返還を請求できることとする。  
「**当事者問い合わせ制度**」 当事者は主張、立証の準備のため、裁判所の指定期間内、または準備手続が終了する前に、関連事実、または立証の必要事項に関して相手側に具体的な説明を求められることができる。ただし、調べたい事実や証拠は当該当事者の主張、立証の提出に必要なもので、かつ調査しにくいものに限られる。説明を求められた当事者は正当な理由なく説明を拒否する場合、裁判所は当該当事者に不利な判断を下すことが可能となる。

「**専門家承認制度**」 当事者の「専門家証人」による専門意見の提出は認められる。専門家証人の意見は原則として書面によるものとする。

「**秘密保持命令制度**」 秘密性を有する訴訟資料に関し、当該情報の秘密性を保障するために裁判所に秘密保持命令の下命を請求できる。

商業事件裁判は2級2審制で、裁判所の判決に不服があれば、法律に別途の規定がある場合を除き、最高裁に上訴または

抗告することができる。2021年7月1日以前に、すでに裁判所に提訴した商業事件に関しては旧手続を適用することとする。新制度の実施に伴い、商業紛争の専門家による解決、審査迅速化により、今後の台湾ビジネス環境の改善を期待するものである。



訳者  
**張淑芬** 法学博士  
(Kaori Chang)  
ツァア&ツァイ 顧問  
政治大学法学博士、京都大学法学修士、Chulalongkorn大学LM単位取得  
日系銀行勤務経験あり、台日産業技術合作促進会事務局副局長兼任。日本文化、商業習慣等をよく理解している法律専門家



著者  
**李宛珍** 弁護士 (Maggie Lee)  
ツァア&ツァイ Integrated Partner  
李弁護士は2001年から弁護士を勤め、知的財産、商務争議事件に関して豊富な経験を有する。株式公開発行会社に幾度も協力し、営業秘密窃取案件、商標権の侵害案件に関して違法者の法律責任の追求に力を注いできた。また、株主総会の決議を取消す訴訟をはじめ取締役の職務解除、職務違反により会社の権益を侵害した取締役への損害賠償請求案件にも数多く携わってきた。大学で商標法講座も担い、ITRT (工業研究院)、資策会 (情報政策) 科技法律研究所などからもよく要請を受け、営業秘密・特許と商標の紛争訴訟などの実務問題に関する特別セミナーの講師も担当している。  
・ライセンス 弁護士 (2000年8月~)、特許代理人 (02年7月~)  
・学歴 米ボストン大学法学修士 (2007)、台湾東海大学法学大学院修士 (01)、東海大学法学学士 (1997)